

# 蓼科ビレッジ交流会規約

2024年7月31日の総会にて規約改定を承認

## 今回の改定部分は赤書

第1条〔名称〕 本会は蓼科ビレッジ交流会と称する

第2条〔所在地〕 本会は蓼科ビレッジ内に置く

第3条〔目的〕 本会は蓼科ビレッジ内の交流を促進し親睦を深めながら  
蓼科ビレッジ別荘地での生活の満足度を向上する事を目的とする

第4条〔活動〕 本会は前条の目的を達成する為の行事などを行う

(1)別荘 地の環境改善のための、景観作り、植栽・園芸の事例紹介、機器の取扱い講習など

(2)会員相互の親睦を図るべく、懇親会、トレッキング、工芸・趣味、食巡りなどを行う

(3)別荘生活に有用な情報となる 花・山菜情報、紅葉などの季節情報の提供などを行う

(4)管理会社との情報交換

第5条〔会員〕 本会は蓼科ビレッジのオーナー及びその家族を対象とし本規約に賛同するものを  
会員とする

本会は任意参加の団体であり、会における会員の活動は活動への参加、不参加の判断を含め自  
己責任に基づくものとする

第6条〔運営委員会・監査役〕 本会の目的の円滑な運営のため運営委員会をおく。

監査役は運営委員会の外から活動及び会計記録の監査を行う

## 運営委員会

(1)代表 (5)広報(名簿整備、ホームページ管理、メール配信)

(2)書記 (6)行事

(3)会計 (7)その他会の活動に必要な業務

(4)事務局長

## 監査役

第7条〔運営委員の選出と任期〕 運営委員は5月末までに自薦・他薦を募り、総会で選出する  
任期は2年とし、再任を妨げない

任期中に欠員が出た場合は運営委員会の推薦により選任補充する

第8条〔会議〕 会議は、総会および運営委員会とし、運営委員会が召集する

総会は毎年5月から8月末までの適切な時期にこれを招集し、臨時総会は必要ある毎にこれを  
招集する 総会の議事進行は運営委員がこれに当たる

総会の決議は出席会員の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は運営委員会に一任する 会  
議では議事録を作成しなくてはならない

第9条〔会計〕 経費は各行事実施時にその都度徴収し、通信費、消耗品費等は寄附金等でこれを  
まかなう

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告を行う

第10条〔規約変更〕 この会の規約の改廃、新設は総会または臨時総会にて決定する

第11条〔その他〕 この規約に特段の定めのない事項については、運営委員会において決定する  
会員への告知、連絡は会のホームページもしくは電子メールまたはその両方にて行う